

生徒心得

I. 日常生活一般について

1. 生徒手帳（身分証明書付）は常時身につけておく。
2. 高校生の本分である勉学に日々努力し、各教科の予習復習を規則正しく行う。学習には学習室・図書館・HRを十分に活用する。
3. 登下校の際、お互いに挨拶をする。
4. 生徒会活動に積極的に参加し、有意義な高校生活を送る。
5. 考査の場合は絶対に不正行為をしてはならない。
6. 欠席や遅刻をする場合は、必ず学校に連絡する。
7. 早退をする場合は、早退届を提出し、帰宅後に学校へ連絡する。
8. 外出する際は、担任の許可を得てから外出する。
9. 校舎、学校所有物等、公共物を大切に使う。
10. 所持品には必ず記名する（教科書・学用品・体育着・靴・雨具等）。
11. 登校用自転車は防犯登録を行い、登録ステッカー・リフレクターをつける。また、自転車は二重に鍵をかけ所定の場所に置く。自転車通学者は急がなくても始業10分前には学校に到着するように家を出る。
12. 二輪車（バイク）及び、電動キックボードの利用については、特別な事情がある者を除き、原則禁止とする。また免許取得については、その意義や有用性を理解した上で、保護者同意のもと、事前に「運転免許証取得届」を提出する。
13. 運転免許を必要としない電動キックボードについて、登下校での使用は禁止とする。
14. 登下校の際は交通法規等をよく守り、交通の安全を図る。
15. 日常必要以上の金品は所持しない。生徒相互の金銭貸借はしないこと。金銭の浪費をしない。
16. 喫煙、飲酒その他法令等で未成年者に対して禁止されている行為は絶対にしてはならない。
17. 夜遊び、風紀上好ましくない場所への立寄り、無断外泊等、およそ常識的に考えて悪いと思われる行為、高校生として恥ずかしい行為はしてはならない。また、インターネットにおける不適切な利用、投稿、書き込みをしない。
18. 部活動等のための校内掲示ポスターを貼る場合は担当教師の許可指示を受ける。
19. 携帯電話の校内での使用は原則として禁止する。校内に持ち込む場合は電源を切っておく。部活動時の携帯電話の使用については顧問の指示に従う。

II. 服装・頭髪について

1. 常に正しい高校生にふさわしい服装をすること。
2. 登下校等の服装は次の通りとする。
 - イ. 衣服は黒の学生服とし、所定のバッジをつけるものとする。
 - ロ. 履物は靴とし、地味なものを使用する。
3. 冬季の服装は次の通りとする。
 - イ. 防寒着を着用するときは、その色柄は目立たない地味なものとする。授業中は室内では脱ぐ。
 - ロ. 学生服の下にはワイシャツを着用する。
 - ハ. 防寒のため学生服の下には地味なカーディガン・ベスト類を着用してもよいが、フード付きパーカー類の着用は禁じる。
4. シャツで夏期登下校するときは、白のワイシャツまたは指定のポロシャツとする。ワイシャツはバッジを左胸につける。
5. 下着のシャツ、靴下は目立つ色物、柄物はさける。
6. 上履きと下履きとの区別をはっきりさせる。
7. 常に太田高校の生徒として恥ずかしくない頭髪を心掛けること。

III. 部室使用について

1. 部室への出入りは、始業前、昼休み、放課後とし、その他の時は必ず施錠しておくこと。
2. 部外者の出入りは禁止する。
3. 部室及び鍵等を破損しないように注意する。破損した場合は部の顧問に即刻連絡する。
4. 部室の内外は部員が清掃し、常に清潔にしておく。
5. 部室には貴重品、教科書、下履き、自転車等を置いてはならない。
6. 部長は責任を持って上記事項を守り、部員を督励し間違いのないようにする。
7. 上記規定に反する時は部室使用を禁止する。

IV. 授業料等の納入、及び証明書の発行について

1. 学校へ納入するPTA会費等は、銀行より口座振替により納入する。振替日は毎月16日なので銀行に預金があるかどうかの確認を、保護者に依頼する。
2. 証明書等の作成依頼申し込みは午前中とする。